

平成 24 年度第 1 回富山県環境審議会水環境専門部会 議事概要

1 日時

平成 24 年 9 月 26 日（水）午前 9 時 30 分～11 時 30 分

2 場所

富山県民会館 704 号室

3 出席者

委員：楠井専門部会長、木村特別委員（代理：鍛冶富山河川国道事務所河川環境課長）、加賀谷専門員、高橋専門員、田口専門員、千葉専門員、陶野専門員、牧専門員

事務局：小野理事生活環境文化部次長、浦田参事環境保全課長 他

4 内容

議事

小矢部川水域等における水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について

5 主な意見、質疑応答

(1) 水生生物保全環境基準の水域類型指定の基本的な考え方

[委員等] 全亜鉛の水域区分の指定に、環境基準の設定目的が異なる BOD 等の水域区分を活用するとは、どのような考え方によるものか。

[事務局] ご指摘とおり、BOD 等と全亜鉛では環境基準の設定の目的が違うが、類型指定後の常時監視を効率的に実施するためには、BOD 等と全亜鉛の測定地点が異なることは現実的ではないと考える。

(2) 各河川の状況について

[委員等] 河床材料の「礫」と「石」について、どのように区分したのか。「礫」は学術用語、「石」は一般的な用語であり、両者は明確に区分できるものなのか。

[委員等] 学術的には粒径により砂や礫などに区分されているが、これに基づかない区分をする場合は、そのことが分かるように記載する必要がある。

[委員等] 海上保安庁の海図図式に、粒径区分が示されている。

[事務局] 河床材料の区分は、国の類型指定の資料に示されている区分を参考とした。区分の考え方については、次回お示しする。

[委員等] 千保川について、一般項目はC類型に指定されているが、BODは19年度以降1mg/L未満とAA類型相当となっているほか、水温が低く、ヤマメも確認されている。千保川の一般項目の類型指定を見直す予定はあるか。

[事務局] 河川の一般項目の類型指定については、21、22年度に本専門部会での審議を経て、全県的な見直しを行ったところであり、千保川については、利水状況や事業場の立地状況などを総合的に勘案し、C類型が妥当との結論を得たところである。

[委員等] 水温は類型指定における重要な項目なので、分かりやすく示してもらいたい。特に小矢部川は調査地点が多いので、上流から下流までの水温の変化を分かりやすく図示してほしい。

[事務局] ご指摘どおり対応する。

[委員等] 生物A魚種の生息状況として、移入種であるニジマスの生息が確認されているが、つかみ捕り等のイベントのために成魚が放流されることもあるので、放流の状況を把握する必要があるのではないか。

また、ヤマメ、イワナについても過去の放流履歴が不明確であり、これらが元から生息しているものかどうかを確認するため、過去の放流履歴を確認する必要があると思われる。今すぐには難しくても、今後、類型指定の見直しを行う際には確認してもらいたい。

[事務局] 過去の情報の把握は難しいかもしれないが、できるだけ検討したい。

[委員等] ニジマスは、環境省の要注意外来種リストに載っているため、基本的には生息しない方が望ましいという考え方もあるが、資料4-1の「ニジマス(少ない)」という記載は、ニジマスをもっと増やした方がよいと認識される可能性がある。一方、ニジマスについては、庄川で内水面漁業権が設定されているという現状もあるので、ニジマスに関する記載方法を工夫してもらいたい。

[事務局] 今回の類型指定については、まずは現状を悪化させないことが基本と考えている。外来種とされるニジマスの取扱いについては、水質の問題で議論することは難しいが、このことも念頭において取りまとめたい。

[委員等] 下条川でヤマメが確認されたことを初めて聞いた。専門家へのヒアリングでも生息情報がないとのことだが、放流されたものか、上流域で細々と生息していたものか、引き続き状況を見ていく必要がある。

[委員等] 魚道については、有無だけではなく、有効に機能しているかどうかの確認も必要である。

[事務局] 類型指定の検討においては、魚介類の生息状況を基本とし、必要に応じて魚道の有無等の構造物の状況について考慮することとしており、今回検討対象の河川については、魚介類の生息状況により水域類型の指定を説明できると考えている。魚道の有効性については魚類の生息にとっては重要であると考えているが、水質の観点で議論することは難しい。

[委員等] 資料4-2で、小矢部川の内水面漁業権設定範囲の上流端として「下小屋えん堤下流端」と記載されているが、細かい位置が確認できないので、地図等に上流端が分かるような情報を記載してもらいたい。

[事務局] ご指摘どおり対応する。

[委員等] 全亜鉛の水質の状況について、常時監視の結果と基礎調査の結果で差が見られる理由は何か。

[事務局] 明確な理由は不明だが、常時監視では年4回、基礎調査では年12回の測定であり、採水日が異なる等の違いによるものかもしれない。

[委員等] 水質について、健康項目が環境基準を超過している場合は水生生物にも何らかの影響が考えられることから、生活環境項目だけではなく、健康項目についても資料に記載してもらいたい。

[事務局] ご指摘どおり対応する。

[委員等] 魚介類の生息状況については、今後も定期的に調査していくのか。

[事務局] 水質については当然常時監視していくが、魚介類の生息状況については、水質と同じレベルで定期的に調査していくことは難しい。

[委員等] 今回は全亜鉛についてのみ類型指定するとの説明であったが、ノニルフェノールの環境基準については、今回指定する水域類型がそのまま適用されるのか。

[事務局] ノニルフェノールについては、まずは現在の水質の状況を把握する必要がある。全亜鉛に関する水域類型をそのままノニルフェノールにも適用することが適切かどうか、今後、本専門部会で審議いただく必要があると考えている。

[委員等] 県民から見ると、河川に生息する魚介類としては、アユが最も馴染みがあると考えられるが、アユの生息についてはなぜ考慮されていないのか。

[事務局] アユについては、国において「生物A」と「生物B」のいずれに該当するか検討されたが、回遊性のため区分が難しく、結果的には「その他」として分類された。

[委員等] 河川には魚介類の繁殖の場所が必ずあるはずだが、たまたま今回1回の調査で確認できなかったために特別域を指定しないとするのは、疑問が残る。

[事務局] 特別域については、単に産卵の事実が確認されたということではなく、水産資源保護法の保護水面など、法令で保護されている水域を優先的に指定することを考えている。

[委員等] 類型指定後の排水規制の必要性については、どのように考えているか。

[事務局] 全亜鉛については、P R T R等の発生源の情報から、今後工場立地がある程度進んだ場合でも環境基準を達成できると考えており、現段階では新たな上乘せ排水規制の必要はないと考えている。

○ 河川における水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定に関する基本的な考え方については、原案のとおり了承された。

(3) 報告書骨子案について

○ 報告書骨子案については、原案のとおり了承された。

以上、議事内容に相違ありません。

富山県環境審議会水環境専門部会長 楠井 隆史